

厚生労働省発社援0331第25号
令和8年3月31日

都道府県知事
各 殿
市町村長

厚生労働事務次官
(公印省略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知）の一部を別添のとおり改正し、令和8年4月1日（第8の3（3）チの改正部分については同年6月1日）から適用することとしたので、了知の上、保護の実施に遺漏のなきを期されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）（抄）
 （傍線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>厚生省発社第123号 昭和36年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生事務次官</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面改正して新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施については、法令及び告示に定めるものほか、この要領によることとされた。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7（略） 第8 収入の認定 収入の認定は、次により行うこと。 1・2（略）</p>	<p>厚生省発社第123号 昭和36年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p>厚生事務次官</p> <p>生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、昭和33年6月6日厚生省発社第111号厚生事務次官通知を全面改正して新たに次のとおり定めることとしたので、生活保護法による保護の実施については、法令及び告示に定めるものほか、この要領によることとされた。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第7（略） 第8 収入の認定 収入の認定は、次により行うこと。 1・2（略）</p>

3 認定指針

- (1)・(2) (略)
- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア～ケ (略)
- コ 独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号）第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ・シ (略)
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和 27 年法律第 127 号）による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第 7 号）による弔慰料（同一世帯内に同一の者につき受けることができずある場合を除く。）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）により支給される医療特別手当のうち 41,760 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）若しくは戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金又は戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために支給される戦傷病者等妻給付金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
- (ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）
- 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する

3 認定指針

- (1)・(2) (略)
- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。
- ア～ケ (略)
- コ 独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号に規定する心身障害者扶養共済制度により地方公共団体から支給される年金
- サ・シ (略)
- ス 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金又は戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金
- セ 未帰還者に関する特別措置法による弔慰料（同一世帯内に同一の者につき受けることができずある場合を除く。）
- ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）により支給される医療特別手当のうち 40,460 円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料
- タ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法又は戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により交付される国債の償還金
- チ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）により支給される療養手当及び同法により支給される次に掲げる補償給付ごとに次に定める額
- (ア) 障害補償費（介護加算額を除く。）
- 障害の程度が公害健康被害の補償等に関する

法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合 39,150 円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合 11,780 円

(イ) 遺族補償費 39,150 円

ツ～ト (略)

(4) 勤労に伴う必要経費

(1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

なお、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額 12,900 円をその者の収入から控除し、20歳未満の者については、別に定めるところにより、月額 11,900 円をその者の収入から控除すること。

(5) (略)

第9～第11 (略)

法律施行令（昭和49年政令第295号）第10条に規定する表（以下「公害障害等級表」という。）の特級又は1級に該当する者に支給される場合

障害の程度が公害障害等級表の2級に該当する者に支給される場合 37,930 円

障害の程度が公害障害等級表の3級に該当する者に支給される場合 11,410 円

(イ) 遺族補償費 37,930 円

ツ～ト (略)

(4) 勤労に伴う必要経費

(1) のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

なお、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額 12,600 円をその者の収入から控除し、20歳未満の者については、別に定めるところにより、月額 11,600 円をその者の収入から控除すること。

(5) (略)

第9～第11 (略)